

熊本県工場等設置奨励条例、熊本県税特別措置条例の適用概要

根拠となる法律		過疎地域自立促進特別措置法	半島振興法	離島振興法	地域未来投資促進法	山村振興法	地域再生法
地区又は地域		過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定により公示された市町村の区域(過疎地域)	半島振興法第9条の4第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域(認定産業振興促進計画区域)	離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域(離島振興対策実施地域)	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条第2項第1号に規定する区域。(促進区域)	山村振興法第8条の4第1項に規定する特定新興山村市町村の同法第8条第1項に規定する山村振興計画に記載された同条第4項第1号に規定する区域。(産業振興施策促進区域)	地域再生法第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号イに規定する地域。(地方活力向上地域)
対象期間	始期	法第2条2項の規定による公示の日	法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間の初日	法第2条第2項の規定による公示の日(平成5年4月1日前の場合には、同日)	条例公布の日あるいは法第4条第6項の規定による同意の日の遅い日(平成29年10月10日)	山村振興計画に記載された計画期間の初日	地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令第1条に規定する公示日
	終期	令和3年3月31日までの取得に係るもの	令和3年3月31日までの取得に係るもの	令和3年3月31日までの取得に係るもの	基本計画の同意日(平成29年9月29日)から起算して5年以内に対象施設を設置するもの	令和3年3月31日までの取得に係るもの	令和4年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の規定による認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日
対象事業 (注)は適用工場指定対象外。		1 製造業 2 農林水産販売業 3 旅館業(下宿営業を除く) 4 個人で行う畜産業、水産業(注)	1 製造業 2 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・情報提供サービス業又はインターネット付随サービス業(ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ及びインターネット利用サポート業に係る事業活動) 3 情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他総務省令で定める事業 4 対策実施地域において生産された農林水産物、農林水産物を原料、材料、材料として製造、加工、調理したものを店舗において地域以外の者に販売することを目的とする事業 5 旅館業(下宿営業を除く)	1 製造業 2 農林水産販売業 (・有線放送業、・インターネット付随サービス業、・商品、権利、役務に関する説明、売買契約、締結の勧誘、・新商品の開発、販売計画の作成等の市場等に関する調査、対策実施地域において生産された農林水産物、農林水産物を原料、材料、材料として製造、加工、調理したものを店舗において地域以外の者に販売することを目的とする事業) 3 旅館業(下宿営業を除く) 4 個人で行う畜産業、水産業、薪炭製造業(注)	基本計画に記載がある事業(業種の制限なし)	①地域資源を活用する製造業 ②農林水産物等販売業(当該区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売すりことを目的とする事業)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社を除く。
生産設備の取得価額		●新・増設した設備の取得価格の合計金額が、2700万円を超えるもの。(特別償却設備) ・機械及び装置並びに建物及びその付属設備で、政令で定めるもの。 【政令で定めるもの】 1 製造業 その用に供する機械及び装置並びに工場用の建物及びその付属設備 2 旅館業 その用に供する建物(その構造及び設備が旅館業法第3条第2項に規定する基準を満たすものに限る。) ※租税特別措置法第45条第1項の表の第1号第3欄の適用を受けるもの 3 その他 その用に供する機械及び装置並びに建物及びその付属設備(工場用建物等を除く。)	●新・増設した設備の取得金額が、500～2000万円を超えること。(特別償却設備) 1 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価格の合計額が以下の金額以上である場合の当該一の設備 500万円(資本金～千万円) 1,000万円(〃 ～5千万円) 2,000万円(〃 5千万円超) 2 農林水産物等販売業又は情報サービス業等 一の設備を構成する減価償却資産の取得価格の合計額が500万円以上である場合の当該一の設備	●新・増設した設備の取得金額が、500～2000万円を超えること。 1 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価格の合計額が以下の金額以上である場合の当該一の設備 500万円(資本金～5千万円) 1,000万円(〃 ～1億円) 2,000万円(〃 1億円超) 2 農林水産物等販売業又は情報サービス業等 一の設備を構成する減価償却資産の取得価格の合計額が500万円以上である場合の当該一の設備	●新・増設した家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得金額が、1億円を超えること。(農林水産関連業種については5,000万円) 特定事業のための施設のうち当該施設の用に供する家屋又は構築物並びに家屋又は構築物の敷地である土地の取得価額。 ※機械設備は入らない。	●租税特別措置法の適用を受ける施設又は設備(対象事業の用に直接供されるものに限る)であって、取得価額の合計額が1事業年度につき以下の金額以上のもの。 ① 500万円(資本金 ～5千万円) 1,000万円(〃 5千万円～) ② 500万円	法第5条第4項第5号イに掲げる特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号まで)に掲げるものに限る。)で、取得価額の合計が3,800万円(中小1,900万円)以上のものを新設し、又は増設 ●所得税法施行令第6条第1号から第7号 ①建物及びその附属設備(暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備をいう。)②構築物(ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)③機械及び装置④船舶⑤航空機⑥車両及び運搬具⑦工具、器具及び備品(親費用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む。) ●法人税法施行令第13条第1号から第7号 ①建物及びその附属設備(暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備をいう。)②構築物(ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)③機械及び装置④船舶⑤航空機⑥車両及び運搬具⑦工具、器具及び備品(親費用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む。)
増加雇用者		なし	なし	なし	なし	なし	5人(中小企業者 2人)
県税の課税免除等	事業税	課税免除…① ア 3箇年度が対象 イ 直接生産の用に供される機械装置等に直接従事する従業者の数により按分して算出した課税標準額が対象 ただし、畜産業、水産業を行う個人は、5箇年度が対象	不均一課税 ア 税率 第1事業年度…標準税率×1/2 第2事業年度…標準税率×3/4 第3事業年度…標準税率×7/8 イ ①のイと同じ	課税免除 ①と同じ ただし、畜産業、水産業、薪炭製造業を行う個人は、5箇年度が対象	なし	なし	●移転型事業 課税免除 (3箇年度が対象)
	不動産取得税 ※土地取得1年以内に家屋の建設着手があった場合に限る。	課税免除…② 直接生産の用に供される部分が対象(土地は、直接生産の用に供される建物の垂直投影面積が対象) ただし、畜産業、水産業を行う個人は対象外	不均一課税 ア 税率 家屋0.4/100 土地0.3/100 イ 直接生産の用に供される部分が対象(土地は、直接生産の用に供される建物の垂直投影面積が対象)	課税免除 ②と同じ	課税免除 ②と同じ	不均一課税 半島振興法と同じ	●移転型事業 課税免除 ●拡充型事業 不均一課税 100分の0.4
備考		畜産業、水産業を行う個人は、要件有り	過疎法の適用があるものについては、本法を適用しない	過疎法、半島振興法より本法を優先適用 畜産業、水産業、薪炭製造業を行う個人は、要件有り	過疎法、半島振興法、離島振興法の適用があるものについては、本法を適用しない	過疎法、半島振興法、離島振興法、地域未来投資促進法の適用があるものについては、本法を適用しない 法律の終期は、平成37年3月31日	過疎法、半島振興法、離島振興法の適用があるものについては、本法を適用しない
		1 熊本県税特別措置条例の当該規定に該当する設備を有する工場等を新設又は増設した場合が対象 2 主たる事業が電気供給業、ガス供給業、倉庫業の法人の場合は、事業税の課税免除等の対象となる課税標準額の算定方法が②イとは異なる 3 青色申告法人(個人)が対象					